

下水道

上下水道課
☎823-9214
☎823-9839

昨年度の公共下水道事業の工事完成により、三迫三丁目、寺迫二丁目、稲葉地区の一部で新たに下水道の使用が可能となりました。区域内に土地や家屋などを所有している人は、受益者負担金の納付や公共下水道への接続などにご協力をお願いします。

〜該当する方へ4月下旬に申告書を送付します〜

下水道事業受益者負担金

○負担金の対象

公共下水道が整備されると、土地の所有者などの利益を受ける人(受益者)は、汚水管整備費の一部を負担していただくこととなります。

この4月に賦課区域となった土地の所有者に、4月下旬に受益者の申告書などを郵送します。申告書に記載してある提出期限までに必要な書類を提出してください。

(※この負担金は、税金とは異なり、一度だけ負担していただくもので、同じ土地に対して再び賦課されることはありません。)

○負担金額

所有する土地または権利のある土地の面積に、単位負担金(1㎡当たり460円)をかけた額となります。

○負担金の計算例

(例) 148・5㎡(約45坪)の土地を所有している場合
148・5㎡×460円÷6万8,310円となり、100円未満の端数を切り捨てた6万8,300円が負担金額となります。

○負担金の納付方法

負担金は、5年間・10回に分けて納めていただく方法と一括で納めていただく方法があります。

《分割納付》

分割納付の納期は次のとおりです。

	第1期	第2期
	8月	2月
1年目	7,100円	6,800円
2年目	6,800円	6,800円
3年目	6,800円	6,800円
4年目	6,800円	6,800円
5年目	6,800円	6,800円

・第1期 8月1日～8月末日
・第2期 2月1日～2月末日
負担金6万8,300円を5年間・10回に分割すると、次の表のようになります。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

《一括納付》

負担金を初年度の第1期納期中(8月1日～8月末日)に一括納付すると、負担金額に応じて報奨金(上限5万円)を交付します。

○減免と猶予

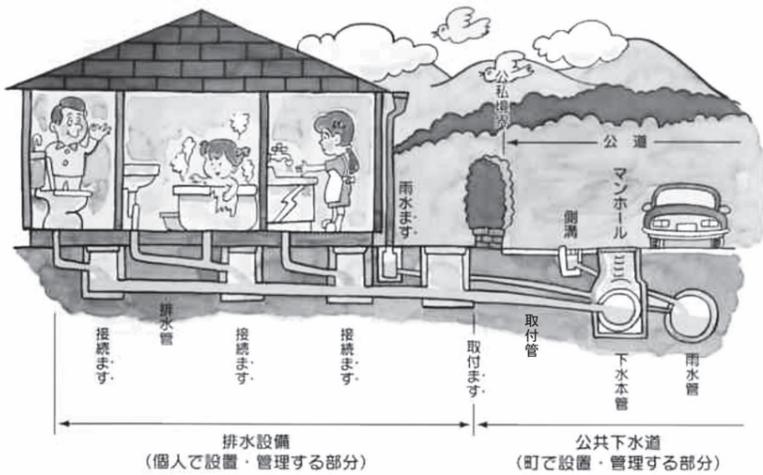
受益者負担金は、すべての土地に一律に賦課されますが、土地の用途や状況などにより、減免や一定期間の徴収猶予ができる場合があります(下の表参照)。申請制ですので、対象者は、4月下旬に送付する申請書により申請してください。

3年以内に接続を 排水設備工事

下水道が整備されて、公共下水道に接続できるようになった区域に住んでいる皆さんは、台所、風呂場、便所などから排出される汚水を、公共下水道に流すために必要な排水設備を速やかに設置してください。

排水設備の設置例

(分流式公共下水道)



下水道への排水設備工事は町が指定した「下水道排水設備指定工事店」(以下、指定工事店)へ依頼してください。

また、工事に着手する前には、必ず町へ申請書類を提出して許可を受けてください。詳しくは、上下水道課または指定工事店に相談してください。

ご利用ください 水洗便所設備資金貸付制度

くみ取り便所を水洗便所に改造したり、し尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続したりする際の費用を、一定の要件で無利子でお貸ししています。指定工事店が手続きを行いますので、貸付条件などについて相談してください。

区分	くみ取り便所	し尿浄化槽	大型浄化槽(35人槽以上)
貸付金額	1戸につき50万円以内	1基につき40万円以内	1基につき250万円以内
貸付利子	無 利 子		
返済金額	1戸につき1万円/月	1基につき8千円/月	1基につき5万円/月
返済期間	50カ月以内(分割払い)		
貸付要件	①家屋の所有者またはその同意を得て改造する使用者 ②町税、上・下水道使用料および受益者負担金を滞納していない人 ③連帯保証人を1名たてることのできる人		

指定工事店は町ホームページでも確認できます。

- ▶ 暮らしの情報 ▶ 住まい・道路・交通 ▶ 下水道
- ▶ 排水設備と水洗トイレ改造工事の申込と事務手続き

【減免】

減免の対象となる土地	減免率
公立・私立の小・中・高等学校・幼稚園・保育所	75%
官公庁庁舎、境内地(寺院)	50%
国・県の職員宿舍、水道企業などに供している土地、鉄道用地など	25%
道路敷、公園敷、下水道敷、河川敷、水路敷、消防の用に供する貯水施設、墓地、公道から公道に抜ける私道敷、急傾斜地、保安林、自治会館、踏切敷、生活保護法による扶助世帯、町道および都市計画道路予定地で、地積測量を終えた土地	100%

【猶予】

猶予の対象となる土地	猶予期間
農地、雑種地	10年以内で宅地化されるまで ※10年後に用途の変更がない場合は再猶予が可能です。
洗車施設を整備していない駐車場	2年以内
他人の土地を使用しなければ、下水を公共下水道に流入させることが困難な土地	実情に応じて町長が決定する期間
受益者が震災、風水害、火災その他の災害を受けた、または盗難にあったとき 受益者が病気にかかり、または負傷による長期療養を必要とするとき	実情に応じて2年以内

春の全国交通安全運動

生活安全課

☎823-19208
☎823-17927

日々暖かさが増し、外出する機会が増える季節になりました。そこで忘れてはならないのが交通安全に対する意識です。横断歩道を渡る時は左右の安全を確認し、夕方からの外出は、反射材用品などや明るい目立つ色の衣服を身に着けるようにしましょう。自転車や車の運転手は、子どもや高齢者にやさしい運転を心がけましょう。

実施期間◆

- ・後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶

子どもと高齢者の交通事故防止

運動の重点◆

- ・自転車の安全利用の推進

4月6日(水)～15日(金) スローガン◆
『こんばんは 早めのライトで、ごあいさつ』

基本目標◆

町内30箇所に 防犯カメラを設置しました

生活安全課

☎823-19208
☎823-17927

町内で発生する犯罪を抑制するとともに、異常気象などに伴う河川などの監視を行うことにより、町民の皆さんの安全を守るため、平成27年度

町内30箇所へ防犯カメラを設置しました。業務上知り得た情報は厳正に管理し、皆さんのプライバシーは保護します。